

松阪市観光 PR ポスター公募型コンペ実施要領

当該公募型コンペは、松阪市観光PRポスター印刷において価格並びにデザインを総合的に評価し、最もふさわしい観光PRポスターを決定することを目的に行うものであり、下記の要領で公募型コンペを実施し、デザインを決定し、ポスター印刷を行います。

記

1. 実施要領

(1) 件名

松阪市観光PRポスター印刷

(2) 目的

松阪市観光PRポスター印刷において価格並びにデザインを総合的に評価し、最もふさわしい観光PRポスターを決定することを目的とします。

(3) コンペの日程

公告日	令和2年12月4日(金)
参加申請・仕様・提案書・提案見積書にかかる質疑受付期間	令和2年12月7日(月)～令和2年12月18日(金) ※回答については、原則質問書提出後3日以内に回答します。
参加申込期限	令和2年12月22日(火)17時00分必着
参加資格審査結果	令和2年12月23日(水)
提案書類の提出期限	令和3年1月29日(金)17時00分必着
審査会・契約者決定	令和3年2月中旬
印刷業務契約の締結	令和3年2月下旬

(4) デザインのテーマ

「豪商のまち松阪」

旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家など、多くの豪商を生み出した施設を観光できることが魅力である「豪商のまち松阪」を題材にしたポスターを制作することで、「歴史ある観光地」としての松阪のイメージをPRしていくことを目的とします。

(5) デザイン規定

- ①ポスターはB1サイズ(縦1,030mm、横728mm)、B2サイズ(縦728mm、横515mm)でデザインしてください。B1サイズのデザインはB2版を拡大サイズすることとします。
- ②デザインのテーマに沿って松阪市がイメージできるデザインとしてください。
- ③「松阪」の文字(漢字に限らない)をいれたデザインとしてください。

- ④松阪もめん柄をアクセントとして入れてください。
- ⑤松阪市観光プロモーションサイト、観光インフォメーションサイトのQRコードの掲載場所をデザインに取り入れてください。
- ⑥デザインは未発表のオリジナル作品に限ります。

(6) 契約上限価格

770,000円（消費税相当額を含む）

(7) 費用の弁済

当該公募型コンペ参加に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

2. 資格要件

下記のすべての要件を満たすこととします。

- ①松阪市契約規則（平成17年1月1日規則第64号）第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿（業務委託・物品）に登録があること。※登録がない場合は参加申込期間中随時受付ける。
- ②地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当しないこと。なお、契約締結日までに同様の資格（指名）停止を受けた場合は契約しない。
- ③松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。

3. 公募の手続等

(1) 参加申込の期日及び申し込み方法

申込期日：令和2年12月22日（火）17時00分まで（期日厳守）

申込方法：下記の提出書類を持参または郵送で観光交流課に提出する。

提出書類：①参加申込書（様式第1号）

②納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの。）

- ・法人税（国税）、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類「その3の3」又はその写し

(2) 内容等の質疑について

令和2年12月7日（月）から令和2年12月18日（金）まで随時受け付けます。質疑は書面で行いますので、質問内容を質問書（様式第2号）に記載し、産業文化部観光交流課に持参又は電子メール、FAXで送付してください。回答については、原則質問書提出後3日以内に回答書により回答します。（回答は、質問者のみに行います。）

(3) 提案書の提出について

①提出期限は、令和3年1月29日（金）17時00分まで（期日厳守）

②提出（送付）先は、産業文化部観光交流課とする。

③提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）による。

④提出書類：

④－1 提案書（様式第3号）

④－2 デザイン(原案)2点までA3サイズの紙原稿で各10部提出

④－3 松阪市観光PRポスターデザインPR用紙（様式第4号）

※社名等は記載しないこと。

④－4 提案見積書（様式第5号）

（消費税及び地方消費税を抜いた金額を記載してください。）

見積代金には次の項目における見積額を各々明記し、合計額を記載してください。

ア、デザイン料金

イ、印刷代金・・・印刷仕様書に基づく費用

ウ、その他・・・作成に必要な費用

【注意事項】・縦書き、横書きどちらでも有効です。

・提案金額見積書用の封筒に封かん（封の糊付け）のないものは無効です。

【参考例】

提案金額見積書用封筒(表)

提案金額見積書在中	
(宛先) 松阪市長	
件名	○○○○○
商号	△△△△
代表者名	□□□

※上記の提出書類については、返却いたしません。

なお、松阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

※採用が決定した後、見積金額・印刷部数について協議させていただくことがあります。

(4) 辞退について

辞退をされる場合は、令和3年1月29日（金）17時00分までに辞退届（様式第6号）を産業文化部観光交流課まで提出してください。

(5) 参加資格審査及び内容審査

参加申込時に、産業文化部観光交流課において提出書類等により参加資格審査を行い、令和2年12月23日（水）までに文書またはメールにて通知します。

デザイン等の審査については、公募型コンペ審査委員会において第1契約候補者を決定します。

①参加資格審査

次に該当する応募は、無効又は失格とします。

- ア. 参加資格要件を欠くもの。
- イ. 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- ウ. その他審査に係る不正行為があったもの。

②内容審査

提案の書類について、審査委員会が松阪市観光PRポスター印刷選考方法内規(抜粋)に基づき審査を行い、最も適当であると認められる業者を第1契約候補者として審査します。プレゼンテーションは行いません。提出されたデザインとデザインPR用紙にて審査します。なお、社名などデザイン業者を特定する記載はしないでください。

※この公募型コンペに応募する業者が1社であっても、上記の審査手続きを行うものとします。

※なお、応募数が多数の場合は、市で一次審査を実施します。

(6) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての参加業者に書面で通知します。なお、審査の公正・透明性を図るため結果を公表します。

(7) 提案書の帰属

公募型コンペに参加した業者全てに対し提案書として提出された書類は、全て市に帰属するものとし、返却はいたしません。なお、採用が決定した後、デザインに修正を加える場合があります。

4. 担当・提出先

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

松阪市産業文化部観光交流課 中西

TEL:0598-53-4196 FAX:0598-22-0003 MAIL:kank.div@city.matsusaka.mie.jp